

經濟産業副大臣 兼 原子力災害現地対策本部長

岩 田 和 親 様

要 望 書

令和5年10月26日

福島県南相馬市長 門 馬 和 夫

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から12年以上が経過し、この間、地域の復旧・復興に向け全力で取り組んできています。

しかしながら、今もなお、多くの市民が避難生活を余儀なくされるなど、当市を取り巻く課題は未だ山積し、原子力災害からの復興は、ようやく緒に就いたところです。特に、旧避難指示区域（小高区）は、これからが本格的な復興のステージと捉えていることから、第2期復興・創生期間後においても、被災地の復興が停滞することのないよう、引き続き国が責任を持って、しっかりと支援いただきますよう下記のとおり要望いたします。

記

1 復興の体制確保等について

(1) 第2期復興・創生期間後の復興の体制及び財源の確保について

第2期復興・創生期間後においても切れ目なく安心感を持って復興を進めることができるよう、十分な組織体制の継続、復興の進度に応じた柔軟な制度の構築、現行と同様の枠組による安定的な財源を確保するとともに、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

【関係省庁：復興庁】

(2) 第2期復興・創生期間内（令和7年度末まで）に完了できない大規模なハード事業への継続した支援について

福島再生加速化交付金等を活用した大規模なハード事業を令和

6年度以降に実施しようとした場合、第2期復興・創生期間内（令和7年度末まで）に完了できない可能性があるため、令和8年度以降にまたがる事業であっても、交付金の事業計画及び申請手続を通常どおり認めること。

【関係省庁：復興庁】

(3) 「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の見直しについて

令和2年度に策定された当基本方針では「復興施策の進捗状況、原子力災害被災地域からの復興の状況を踏まえ、3年後を目途に必要な見直しを行うものとする。」と記載されている。

当市では、令和5年度以降、地域子育て支援拠点施設整備事業、給食センター整備事業、複合園芸施設等整備事業等の着手を予定している。

国が想定している令和6年3月の見直しに当たっては、被災地の意見を聴取し、取り入れるなど、現場の実情に応じた見直しを行うとともに、第2期復興・創生期間において、財源フレーム決定後に新たに生じた課題や多様なニーズに的確に対応するため、財源フレームの見直しを行うこと。

【関係省庁：復興庁】

2 ALPS処理水の海洋放出について

(1) 福島復興実現には廃炉の着実な進捗が不可欠である。

ALPS処理水の海洋放出開始後、現時点においては、中国向けの水産物に影響があるものの、消費者等には落ち着いた反応をいただいていると認識している。

しかしこの状況は、海洋放出をはじめとする廃炉作業のトラブルや一瞬の気の緩みによって崩れてしまうと考えている。

ALPS処理水の処分が完了する最後まで、全責任を持って万全の対策を講じること。

【関係省庁：内閣府 原子力災害対策本部・経済産業省】

(2) ALPS 処理水については、基準値以下であっても、ALPS 処理水にトリチウム以外の核種が含まれていることをもって、問題視する声もある。

科学的根拠に基づき、住民をはじめ国内外への分かりやすい説明と情報発信を行い、さらなる理解の醸成に全力で取り組むこと。

【関係省庁：内閣府 原子力災害対策本部・経済産業省】

3 福島第一原子力発電所の廃炉の着実な実施について

(1) ALPS 処理水の海洋放出は、福島第一原子力発電所の廃炉を着実に進め、福島の復興を実現することが目的とされている。

一日でも早く福島第一原子力発電所の廃止措置が完了するよう、廃炉作業の着実な進捗に全力で取り組むこと。

【関係省庁：内閣府 原子力災害対策本部・経済産業省】

4 なりわいの継続に向けた支援について

(1) 漁業者・水産事業者はもとより、ALPS 処理水の海洋放出による影響を受ける全ての事業者のなりわいが継続できるよう、万全の支援策を講じること。

【関係省庁：内閣府 原子力災害対策本部・経済産業省】

5 原子力災害に対する賠償等について

(1) 商工業者に対する賠償について

東京電力に対し、商工業者の休業又は売上等の減少と原発事故との相当因果関係を、個別・具体的事情に応じて柔軟に判断し、賠償の継続を否定しないよう指導すること。

また、2倍一括賠償後の超過賠償においても、損害との相当因果関係がある限り賠償を継続させること。

【関係省庁：文部科学省】

(2) 農林水産業者に対する賠償について

本市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の農林業者については、今後も、損害が発生し続ける限り、東京電力に引き続きこれを確実に賠償させること。また、生産活動を再開した農林業者に対しても損害が続く限り賠償させること。

さらに、本市の前述の区域以外の農林業者については、政府等による生産活動に関する制限の解除等により機械的に賠償の継続を否定することなく、生産活動の断念について個別・具体的事情に応じて柔軟に判断し、生産の停止又は縮小による収益の減少分の賠償を確実に行わせること。水産業者に対しても、同様に損害が生じ続ける限り、引き続きこれを確実に賠償させること。

【関係省庁：文部科学省】

(3) 万全な風評被害対策と迅速かつ確実な賠償の実施について

政府は、ALPS処理水の海洋放出が新たな風評被害を発生させないようその責務を果たすことはもとより、現在定着してしまっている風評についても強い意志をもって立ち向かい、それを一掃するために全力を尽くすこと。

また、各種対策を講じても風評被害が発生する場合には、「損害がある限り最後まで賠償する」との基本的な考えの下、事業者が安心して事業やなりわいに取り組むことができるよう、東京電力に、事業者の負担とならない簡便かつ柔軟な方法により、迅速かつ確実に賠償を行わせること。

【関係省庁：内閣府 原子力災害対策本部・経済産業省】

(4) 原子力損害賠償紛争解決センターの和解案の尊重について

東京電力に対し、紛争解決センターが和解仲介手続きにおいて提示する和解案を尊重し、申立人が受諾の意向を表明しているときは、和解を行うよう強く指導すること。

【関係省庁：文部科学省】

6 中間指針の更なる改定等について

(1) 不合理な賠償格差の是正について

本市の30km圏外（本市が独自に一時避難を要請した区域）の住民は、原子力発電所事故により旧緊急時避難準備区域と同様の苦しみを受けていることから、精神的損害その他の賠償について、「指針」において、旧緊急時避難準備区域と同じ損害、賠償とすること。

【関係省庁：文部科学省】

(2) 財物賠償について

避難指示区域内の不動産の全損評価による賠償について

本市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域は平成28年7月12日に解除され、避難指示を受けた期間はおよそ5年5か月と長期に及んだ。両区域内に存在する不動産の荒廃状況は、長期間に及ぶ避難指示やこれに伴う住民の避難により、原発事故から6年を経過して避難指示が解除された地域と何らかわるものではない。この現実の被災状況に即し、これらに対しても全損評価による賠償をするべき旨を「指針」に明示すること。

【関係省庁：文部科学省】

放射性物質に曝露した財物の価値の喪失又は減少等に関する賠償について

本市では、避難指示区域の内外を問わず、住民による不動産の自己除染が行われているが、賠償請求においては、財物の放射性物質の曝露に伴う財物価値の喪失や減少の程度について個々に立証せざるを得ず、立証の限界に直面し被害に対して賠償が十分に果たされていない状況がある。さらに、放射性物質への曝露に伴う財物の価値の喪失又は減少に関しては具体的な数値基準すら示されていない状況である。

このことから、放射性物質に曝露した不動産等の財物賠償が進められるよう、避難指示区域外の財物の価値を喪失又は減少させる程度の

放射性物質の曝露の程度について、賠償の前提となる数値基準や価値減少の推認基準などを示すこと。

【関係省庁：文部科学省】

(3) 特定避難勧奨地点の避難費用及び精神的損害について

原発事故の影響による避難費用及び精神的損害の対象期間について、避難指示等の解除等から相当期間経過後までは認められるものとされ、対象区域ごとに対象期間の終期が示されている。

その終期はそれぞれ、避難対象区域（避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域）については避難等の解除等から1年間、旧緊急時避難準備区域については「平成24年8月末まで」と終期を明記し、結果として同区域の避難指示解除から11か月間と、概ね1年程度が認められている。

しかし、特定避難勧奨地点については、同解除等から「3ヶ月間」とされており、他の区域と比べ著しく期間が短く、不公平な状況になっている。

このことから、特定避難勧奨地点の避難費用及び精神的損害の対象期間について、他の区域に準じ、期間を延長すること。

【関係省庁：文部科学省】

(4) 放射性物質の残置に伴う放射線被ばくによる損害について

原発事故の影響による放射線被ばくによる生命身体の障害については、中間指針第9において、損害賠償の対象に認められているところであり、晩発性の放射線障害による生命・身体損害に対する賠償については、今後賠償請求の件数が増加することが予想される。ここで、賠償請求の審理においては、放射線作用等の発生と生命・身体に対する侵害との因果関係の立証が大きな課題となりうる。

この点、医療過誤訴訟や公害訴訟を始めとする、一般に加害行為と損害との因果関係の立証が困難とされる訴訟類型においては、因果関

係の立証の負担を軽減する判例法理の形成がみられることから、被害が広範で今後の賠償請求が多くなされることが予想される晩発性の放射線障害についても、あらかじめ因果関係の立証の基準について議論を深め、被害者の救済に資するよう配慮を行うこと。

【関係省庁：文部科学省】

7 帰還困難区域の解除に向けての国有林等の処理方針について

本市の帰還困難区域の約24平方キロメートルのうち94%の約22.5平方キロメートルが国有林で占められており、残り6%の1.5平方キロメートルが民有地等となっている。

現在でも本市のほかに、帰還困難区域を抱える自治体は、6自治体（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村）あり、それぞれの状況は異なるが、自治体内に帰還困難区域が存在することで、住民の帰還及び移住・定住の意欲が損なわれ、更には風評も払拭されにくく、浜通り地域全体の復興の妨げとなっている。

このことから、国有林に係る放射性物質の処理方針を早期に決定し、帰還困難区域の解除に向けた取り組みを確実に実施すること。

【関係省庁：内閣府 原子力災害対策本部・林野庁】

8 被災市民のヘルスケアに係る支援制度の創設及び財政支援について

避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料(税)等の免除措置に係る財政支援が見直され、令和4年度を周知期間とし令和5年度以降における保険料の免除措置に係る激変緩和措置と一部負担金等の免除終了時期が提示された。

これまで原発事故後の環境変化等に伴うストレスや運動不足、食生活等の変容による市民の心身の問題については、病院などの医療機関が主となって対応してきたのが実状であるが、今後、一部負担

金の免除終了後の医療費等への負担増が影響し、各医療機関への受診控えが生じることで、心や体の健康が損なわれることが懸念されるため、高齢者をはじめとした被災市民のヘルスケアに係る支援制度の創設及び財政支援を実施すること。

【関係省庁：厚生労働省】

9 避難指示区域等における高速道路無料措置について

避難指示区域等における高速道路無料措置について、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減し、家族や地域との関係性を維持し、帰還を促進するため、被災者に寄り添った柔軟な対応を維持しつつ、令和6年4月以降も継続すること。

また、その適用範囲を全市一律に拡大すること。

なお、現在、対象車種を限定する等の無料措置の精査が行われているが、原発事故による避難先からの通勤等を対象とするなど、避難実態に即した措置とすること。

【関係省庁：国土交通省】

10 福島国際研究教育機構との広域的な連携及び効果波及について

浜通りや福島、東北の復興・再生の実現、さらなる発展に向けては、福島国際研究教育機構の取り組みによる効果が最大化し、広く波及していくことが極めて重要である。

このことから、本機構による研究開発、産業振興、人材育成の取り組みが、より一層促進され、最大限の相乗効果が発揮できるように、機構を核とした国、県、市町村、関係機関等とのネットワークを形成するとともに、本機構により生まれる効果を広範に波及する取り組みを行うこと。

また、本機構については、長期にわたる安定的な運営ができるよ

う国が責任を持って財源や人材の確保を行うこと。

加えて、機構の効果を広域的に波及させるためには、JR常磐線の利便性の向上が必須であり、JR東日本に対し、常磐線の特急などの便数を増やすことなどを働きかけるとともに、必要に応じて運行に関する財政支援を検討すること。

【関係省庁：復興庁】

1.1 太陽光発電設備の設置に係る規制について

太陽光発電設備について、意図的に発電事業者名義を調整し、高圧太陽光発電設備（50KW以上）のものを低圧太陽光発電設備（10～50KW未満）に分割して、国にFITの認定を申請されていると考えられる事案が散見されており、市街地や農地等の土地の乱開発や景観の毀損、電気保安上の安全性が阻害されるなどの問題点が生じ復興を阻害している。

また、非FIT案件についても令和4年4月の電気事業法施行規則の改正でFIT法同様の分割案件に係る設置規制が設けられたが、分割案件の判断については、一般送配電事業者に委ねられているため、審査判断について、国の積極的な関与が必要である。

加えて、非FIT案件が増えることが見込まれることから、FIT法及び電気事業法の分割案件について、「発電事業者」又は「登記簿上の地権者」が同一の場合に加え、産業用太陽光発電の施工販売を行う事業者が、隣接した土地などにおいて、複数の太陽光発電を販売する目的で設置する分譲などの場合も分割案件の対象とするなど、FIT制度の根本的な問題点を解消するため、審査基準の見直しや審査の厳格化を図ることなどより被災地の実態を踏まえた対策を講じること。

【関係省庁：経済産業省】

1 2 営農環境の再生と生産者の育成について

(1) 原子力被災地域における園芸作物・畑作物の振興について

原子力災害被災地域においては、園芸作物・畑作物の振興を推進しているところであるが、担い手不足や風評対策、出口戦略など課題が山積している状況であることから、被災地域全体の園芸作物・畑作物の振興が図られるよう、被災自治体とも連携を図りながら新たな支援制度を構築するとともに、十分な財政支援を行うこと。

【関係省庁：復興庁・農林水産省】

(2) 農業教育・研修機関及び運営体制等の整備について

震災・原発事故以降、本市を含む浜通り地域では、全国に先んじて農業担い手の高齢化や減少が急速に進行しており、新たな農業の担い手の確保が急務である。

本市では、浜通り地域全体における農業人材の供給のため、現在、農業教育・研修機関を令和6年春の開校を目標に取り組んでいることから、当該施設の整備及び運営体制等に対する財政支援を含め全面的に支援すること。

【関係省庁：復興庁・農林水産省】

1 3 インターアクセス道路（都市計画道路下高平北長野線）整備事業の継続的支援について

「南相馬インターチェンジ」から「福島ロボットテストフィールド」を結ぶ「アクセス道路」の整備について、福島再生加速化交付金を活用し、福島県が事業主体となり整備を進めている。本事業は、福島ロボットテストフィールドをはじめとして、南相馬復興工業団地や南相馬市産業創造センター等の利用者の利便性を高め、本市の復興をさらに加速させるための根幹的な事業であることから、将来にわたり確実に事業を継続できるよう財政支援を行うこと。

【関係省庁：国土交通省】

1 4 (仮称)小高スマートインターチェンジ整備事業の継続的支援について

(仮称)小高スマートインターチェンジ(以下:小高SIC)の設置による高速道路アクセスの利便性向上により、住民帰還の促進、企業の事業再開の加速化や企業誘致の推進等、様々な効果が見込まれる。

現在、早期完成を目指し整備を進めているところであるが、小高SIC整備事業の早期完了は、本市の復興の加速化へ直結することから、財政的・技術的な支援を継続すること。

【関係省庁:国土交通省】

1 5 企業誘致等における支援制度の継続について

東日本大震災と原発事故により失われた当市の生産年齢人口の回復・拡大を図るための「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」及び新産業創出、スタートアップのためには欠かせない「地域復興実用化開発等促進事業費補助金」については、第2期復興・創生期間後の令和8年度以降も制度を継続すること。

また、令和5年度に適用期限を迎える東日本大震災復興特別区域法に基づく税制特例措置について、復興庁から令和6年度税制改正要望が示されたが、従来と同様の枠組みを延長する税制改正の対応を行うこと。

【関係省庁:経済産業省】